特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名						
6	神埼市 軽自動車税システム 基礎項目評価書						

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神埼市は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神埼市長

公表日

平成27年4月10日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

連絡先

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	軽自動車税関係業務						
②事務の概要	地方祝法に基づさ、必要な事項を記載した甲告書、報告書の提出を受け、軽目動車の管理を行っている。 それらを基に軽自動税額を算出し、軽自動車税の賦課を行う。						
③システムの名称	軽自動車税システム、中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル名							
軽自動車税車両情報ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16号						
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携							
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(要施する)(要施しない)(3)未定						
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第27号						
5. 評価実施機関における	5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	市民福祉部税務課市民税係						
②所属長	税務課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	総務企画部市長公室秘書広報係						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						

市民福祉部税務課市民税係

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成26年12月26日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		26年12月26日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明